



第 1257 回例会報告

会長挨拶

会長 三村昌暉

世界理解月間

2月はロータリーの暦の上でたいへん特別な月であります、1905年ポール・ハリスが他の3人と初めて会合を開いた2月を、特別月間として「世界理解月間」に指定しています。

同月間中、ロータリー・クラブは、世界平和に不可欠なものとして国際理解と友好、親善を特に強調するプログラムと活動を実施し、世界社会奉仕を中心としたプログラムを行うよう要請されています。

2月23日はシカゴで最初に会合が開かれたロータリーの誕生記念日で、「世界理解と平和の日」として遵守されています。各クラブはこの日に、ロータリーの国際理解と友情と平和への献身を特に認め、強調しなければなりません。1992年規定審議会は、2月23日に始まる1週間を世界理解と平和週間と呼び、ロータリーの奉仕活動を強調することを決議いたしました。

当クラブでも、2月23日の例会は、国際奉仕委員会の担当例会とし、「世界理解と平和週間」のタイトルで米山奨学生の王暁慧(おうぎょうけい)さんの卓話を計画しております。

「世界理解月間」を指定するにあたり、国際ロータリー理事会は全てのロータリー・クラブが世界平和のために、理解と善意を強調する特別活動を行うプログラムを実施するよう懇請しております。

この特別月間を実施するために、クラブは国際的な講演者の招請、交換学生や国際的な学者をクラブ例会に招待。以前、受入れた研究グループ交換のチーム・メンバーを特集するようなプログラムの作成、国際問題の討論の計画、国際的な文化芸術を主題にした催しもの提供、そして国際色を強調したその他のプログラムの計画作成等々を行います。

多くのクラブはこの機会を利用して国際社会への奉仕活動を始めたり、他の国のロータリー・クラブとの接触を行ったりします。ロータリー友情交換、3Hプログラムの開始、あるいは、ポリオ・プラス、その他のロータリー財団の各種プログラムの援助を奨励するのに好

【1月はロータリー理解推進月間】

平成 24年 2月 2日(木) 晴

適な月間です。

世界理解月間は、すべてのクラブが一時手を休めて、第四奉仕部門(国際奉仕)、即ちロータリーが世界の人々の間の善意、平和および理解をずっと求め続けていく奉仕の道のプランを立て促進する好機であるとされています。

3Hプログラムとは

RI 理事会は1977~78年度に保健、飢餓追放および人間性尊重(3H)補助金プログラムを設立。そして1982~83年度ロータリー財団に引き継がれた。目的は、国際間の理解、親善および平和を促進するための方法として、人々の健康状態を改善し、飢餓を救済し、人間的、社会的向上発展をはかることにある。財団のプログラムで補助金の額は10万ドルから50万ドルで、2年から5年にわたって支給される。補助金は、1つのクラブまたは地区が単独で実施するには大きすぎる長期的な草の根レベルの開発プロジェクトに授与される。

◇幹事報告◇

【報告事項】

①先週例会終了後、第27期・前期会計監査が行われました。

<p>■ニコニコBOX</p> <p>21名 34,000円 累計 793,000円 目標額 130万円 達成率 61.0%</p> <p>■今週のことば</p> <p>今月誕生日のお二人から</p> <p>68歳になりました。嬉しくもあり嬉しくもなし。 高林一紀</p> <p>毎年この日この月がかなしくなります。 原 昭一</p>	<p>■出席報告</p> <p>会員数 33名 出席対象 33名 出席者数 25名 出席率 75.8% 前回修正 75.8%</p> <p>■ 次回のプログラム</p> <p>2月16日</p> <p>社会奉仕委員会</p> <p>「ブナの植林事業」と「里山整備事業」の転換について</p>
--	---



いろいろある期でしたが、現在のところはほぼ計画通り滞りなく進行しております。

②地区大会報告のDVDが届きました。関心のある会員は幹事まで申し出て下さい。

【受領文書】

ウイークリー 諏訪RC

第 1257 回例会

会員卓話「保護司活動に取り組んで」

新生代奉仕委員会

小松 孝弘

☆更生保護とは

更生保護は、犯罪や非行をした人々が地域社会において円滑に立ち直る事ができるように助ける仕事です。そのためには、立ち直りの場である地域社会から、更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠です。これは犯罪や非行の無いだれもが暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながります。

地域社会の一人ひとりが手と手を結び、心と心を通わせる更生保護のネットワークは皆さんの温かいまなざしから始まります。

☆更生保護を担う機関

- ・ 法務大臣
- ・ 法務省保護局
- ・ 中央更生保護審査会
- ・ 地方更生保護委員会
(本庁8庁、九州に分室1)
- ・ 高等裁判所の管轄区域ごとに置かれている

・ 保護観察所 (本庁50庁、支部3庁、駐在官事務所28庁)
地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として所長・保護観察官・社会復帰調査官が事務を行なっています。

☆更生保護を支える民間ボランティア・施設・団体

- 保護司
- 更生保護施設
- 更生保護協会
- 更生保護女性会
- BBS会
- 更生保護協力雇用主会

☆保護司とは

保護司は、法務大臣が委嘱した更生保護のボランティアで犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、犯罪予防の活動に取り組んで、地域の安全安心に貢献しています。全国で約5万人が活動しています。

長野県965人、岡谷地区38人、
諏訪地区67人、諏訪市27人・下諏訪町11人。
又保護観察を受けている少年や大人の指導、刑務所や

少年院に入っている人の帰住先の調整を行なう環境調整も主な役割です。

・身分 保護司は、非常勤で一般職の国家公務員とされています。給与は支給されません。

・任期と定年 保護司の任期は2年ですが、再任されることができます。最初の委嘱時年齢は65歳以下、再任は76歳未満とされています。

・具備条件 保護司には次の条件をすべて備えている事が必要とされます。

- ①□社会的信望 ② 熱意と時間的余裕 ③ 生活の安定 ④ 健康

どの地区とも新しく受けて下さる方を見つけるのに苦勞しており定数に達していません。

☆更生保護施設 犯罪や非行をし、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが困難な人たちに、一定期間、宿泊所や食事を提供したり、就職指導や生活指導を行い社会復帰を手助けしています。

長野県には長野市に「裾花寮」と松本市に「みすず寮」の2ヶ所あります。

☆更生保護協力雇用主会

協力雇用主は、保護観察対象者や更生緊急保護の対象者の前歴にこだわらず、積極的に雇用することで、その更生を援助している民間篤志事業家です。岡谷地区は96社、諏訪地区は46社、全国で約6,000の事業所が協力しています。

☆犯罪予防活動 「社会を明るくする運動」を主に地域社会・住民を取り巻くネットワークづくりを推進しております。

☆保護観察の目的・種類 保護観察は、犯罪や非行をした人が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任においてこれを指導監督・補導援護するもので、保護観察官と保護司が協働してこれを行います。

次の5種の人とその対象となります。

- ・ 1号観察 家庭裁判所で保護観察に付された少年20歳までまたは2年間
- ・ 2号観察 少年院からの仮退院を許された少年原則20歳に達するまで
- ・ 3号観察 刑務所からの仮釈放を許された人 残刑期間
- ・ 4号観察 裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人 執行猶予の期間
- ・ 5号観察 婦人補導院からの仮退院を許された人 補導処分の残期間

☆活動の事例

対象者 中学生から70歳、事件内容は暴走族・万引き・暴力・窃盗・自販機荒し等

来訪 対象者に保護司宅かサポートセンター等に訪れてもらう。

往訪 対象者宅を訪問して家庭内の様子を見る。
活動の基本は秘守義務を第一として行なわれます。